

平成 26 年 2 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 当麻 茂樹
(コード番号 : 8303 東証第一部)

日本 GE 株式会社 of 過払い利息返還損失補償の終了について

当行は、本日、日本 GE 株式会社(東京都港区、代表取締役社長 熊谷昭彦、以下、「日本 GE」)と、当行連結子会社新生フィナンシャル株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長 杉江陸、以下、「新生フィナンシャル」)の過払い利息返還に対する日本 GE による損失補償について、以下に述べる一括支払を受けることと引換えに、平成 26 年 3 月 31 日をもって終了することに合意いたしました。この補償の終了により、新生フィナンシャルは、同日付で、今後発生が見込まれる過払い利息返還損失の額として 1,750 億円の現金支払いを日本 GE から受けるとともに、平成 25 年度第 4 四半期に、同額の利息返還損失引当金の追加繰入を実施する予定です。

当行は、平成 20 年 9 月 22 日に、日本 GE(契約当時は GE ジャパン・ホールディング合同会社)と株式譲渡契約を締結し、新生フィナンシャルとその子会社を取得いたしました。同契約に従い、日本 GE は、新生フィナンシャルの資産の相当部分について過払い利息返還損失を補償することとなっております。同契約では、日本 GE は、平成 26 年 3 月 31 日をもって、当行が今後の損失発生に対応するために見込む金額を新生フィナンシャルに一括して支払うことにより、かかる補償義務を終了させる旨の一括払い精算選択権を有しております。今般、日本 GE では同選択権を行使することとし、これにより、損失補償が終了することとなったものです。

新生フィナンシャルにおける利息返還動向は安定して低下傾向が続いていることから、当行としては、今般の利息返還損失引当金の追加繰り入れにより、今後発生が見込まれる損失に対して必要な引当水準を確保したものと考えております。当行グループでは、今後コンシューマーファイナンス業務の前向きな営業推進に全力で取り組み、従来の消費者金融専門市場に加えて、銀行カードローン市場において業務の拡大を図るとともに、引き続き信頼される貸し手として、無担保カードローン市場における地位の確立を目指してまいります。

なお、本件による当行の損益への影響はなく、平成 25 年度通期業績予想の修正はありません。

以 上